

鳴門市消防団旧三津大須分団詰所解体撤去工事

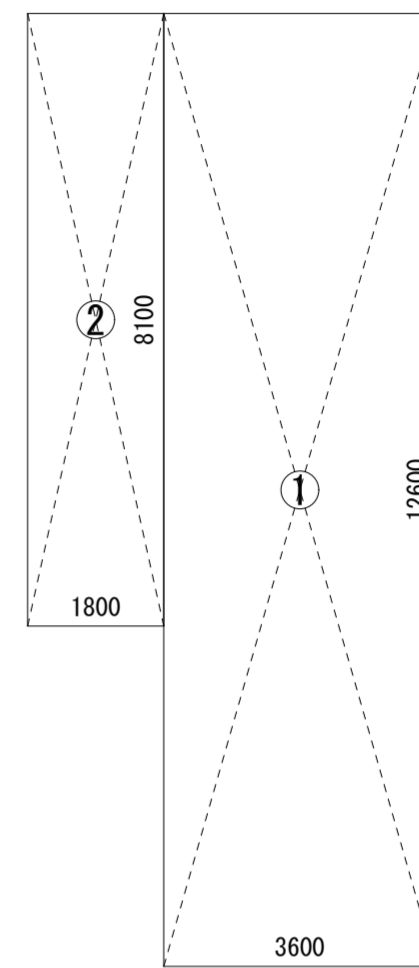
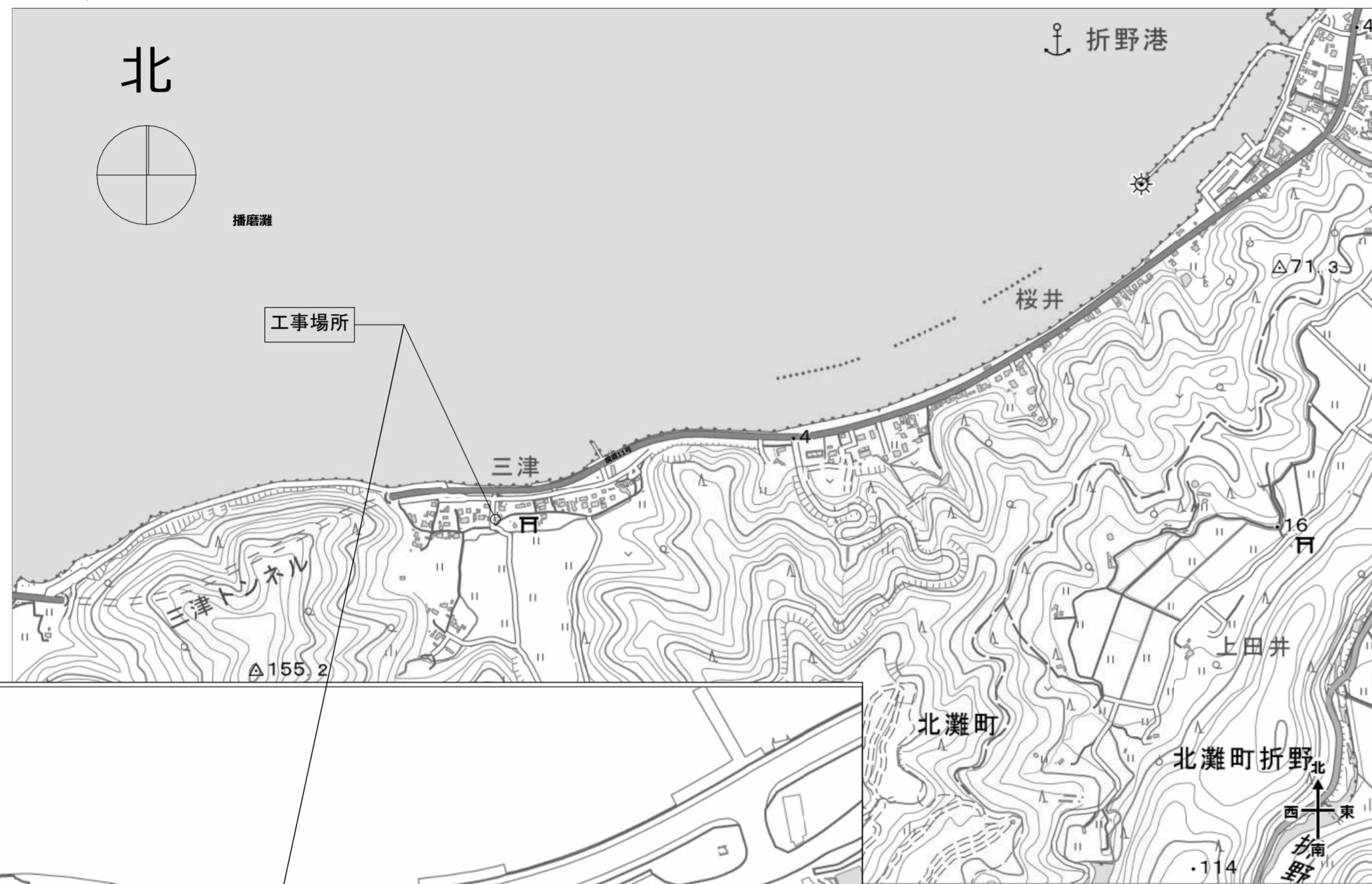
図面リスト	
番号	名称
1	特記仕様書 (1)
2	特記仕様書 (2)
3	付近見取図・面積表
4	仕上表
5	配置図兼平面図・屋根伏図
6	立面図・断面詳細図
7	建具配置図・建具表
8	設備撤去図
9	撤去後敷地図

I. 工事概要					
項目	特記事項	項目	特記事項		
1. 工事名称	鳴門市消防団旧三津大須分団詰所解体撤去工事	7. 周辺家屋等の対応		◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。	
2. 工事場所	鳴門市北灘町折野	8. 保険		◎ 請負業者賠償責任保険に付保すること。	
3. 工事概要	A. 建物取り壊し B. 外構取り壊し C. 整地工事 構造規模：RC造平屋建て 工事範囲：図示による	9. 記録		◎提出書類 ◎竣工図（製本 A2版2部、A3版1部とする） ◎工事写真（写真帳 1部（ 着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 ）, 電子データ1部） ◎竣工図は関係図面（原因貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を・CD-Rに保存する。 ◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること	
4. 床面積	施工面積：59.94㎡	10. 工事検査及び技術検査		◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。 ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用については請負業者の負担とする。	
5. 工期	工事完成期間は工事契約書による。				
II. 解体工事仕様書					
1章 解体一般共通事項					
項目	特記事項				
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)(以下「解体共通仕様書」という。) ②公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改標仕」という。) ③公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ④公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ⑤公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「標仕」という。) ⑥公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版) ⑦公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版) ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 国土交通省大臣官房営繕部監修建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)(以下「解体共通仕様書」という。	3. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のもを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。		
2. 施工条件	施工条件は次による。 ◎工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ◎その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物の調査を行う。 ◎コンクリート部分の取壊し工事は9時から17時までとし、圧砕機を使用する。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号・最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、ゲート位置 に 配置 すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・(義務付けられていない))。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。	4. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のもを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。		
		5. 工事現場管理	◎工事現場には、鳴門市指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。		
		6. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時に問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。		

2章 解体仮設工事		3章 解体施工		4章 建設廃棄物の処理	
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1. 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。</p> <p>届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場(種類:くさび緊結式足場、シート仕様:防音シート) ・壁つなぎ間隔(水平方向:8m以下、鉛直方向:9 m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場(種類:脚立足場)</p> <p>・仮囲い(仕様:)</p> <p>◎ゲート(有・無)仕様:) フェンスバリケードにて工事区画を行うこと。</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎その他</p>	1. 一般事項	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の汚末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎工事に際して道路占用許可が必要な場合は、道路管理者と協議を行い許可を得ること。</p> <p>◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空气中に飛散させてはならない。</p> <p>◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。</p> <p>(1) 内装材等をばぎ取った壁、天井、床の各面 (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせつこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)</p>	1. 一般事項	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理(有・無)材 料 名(天井材:フレキシブルボード、大波スレート(プロパン庫)) 処理方法(5章アスベスト含有建材の除去等参照)</p>
2. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:)	2. 工事の範囲	◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び基石底面まで行い撤去すること。	5章 アスベスト含有建材の除去等	
3. 工事用水、電力等	<p>◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)</p> <p>◎既存用水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償)</p>	3. 事前措置	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。	項 目	特 記 事 項
4. 工事車両用駐車場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に、 用意していないので業者にて)設けること。	4. 構内舗装	◎図示による	1. 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存の石綿含有建材の分析結果は(有・無)・ない)</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。</p> <p>・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 監督員へも結果を提出すること。 調査結果は3年間保存すること。</p> <p>・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p> <p>◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。</p> <p>◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきかけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナ、バッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともにビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び、特定粉じん排出作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は3年間保存すること</p>
		5. 地下埋設物・埋設配管等	◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。	2. アスベスト含有成形板の除去	
		6. 整地・埋戻し・盛土	◎埋戻しは、(購入土・クラッシャーラン・再生クラッシャーラン・現場発生土・他工事の現場発生土)とする。	3 設備機器類	<p>◎解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前にシーリングのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎空調機器の撤去・処分を行う場合は、フロン類冷媒について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき回収及び破壊処理を行うこと。</p> <p>◎家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法に基づき処理すること。</p>
		7. 墜落防止対策	◎2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。		
		8. 浄化槽	◎汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置(行)・行わない)		

地理院地図
GSI Maps

出典：国土地理院ウェブサイト
「標準地図データ」(国土地理院)をもとに作成



求積図 1:100

記号	計算式	面積
①	3.600×12.600	45.360000
②	1.800×8.100	14.580000

床面積		
記号	計算式	面積
①	①+②	59.94
合計		59.94

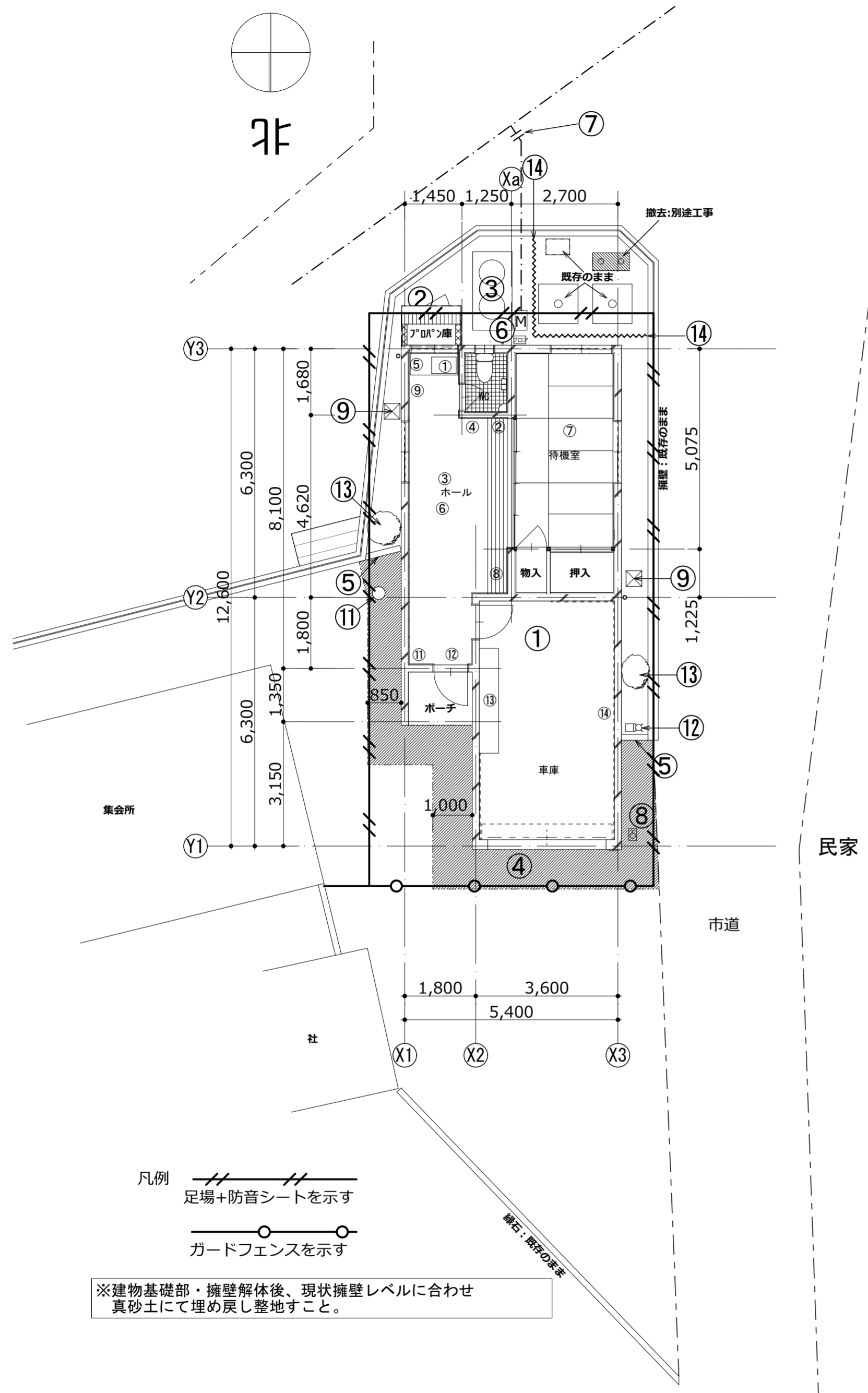
外部仕上表(解体撤去)

部位	仕様	部位	仕様	部位	仕様
屋根	シート防水 コンクリート金こて下地	たて樋	塩t°製75Φ 養生管H1200・じょうご共		
外壁	リシン吹付 コンクリート打放し				
基礎	コンクリート布基礎				
土間	コンクリート金こて厚120				

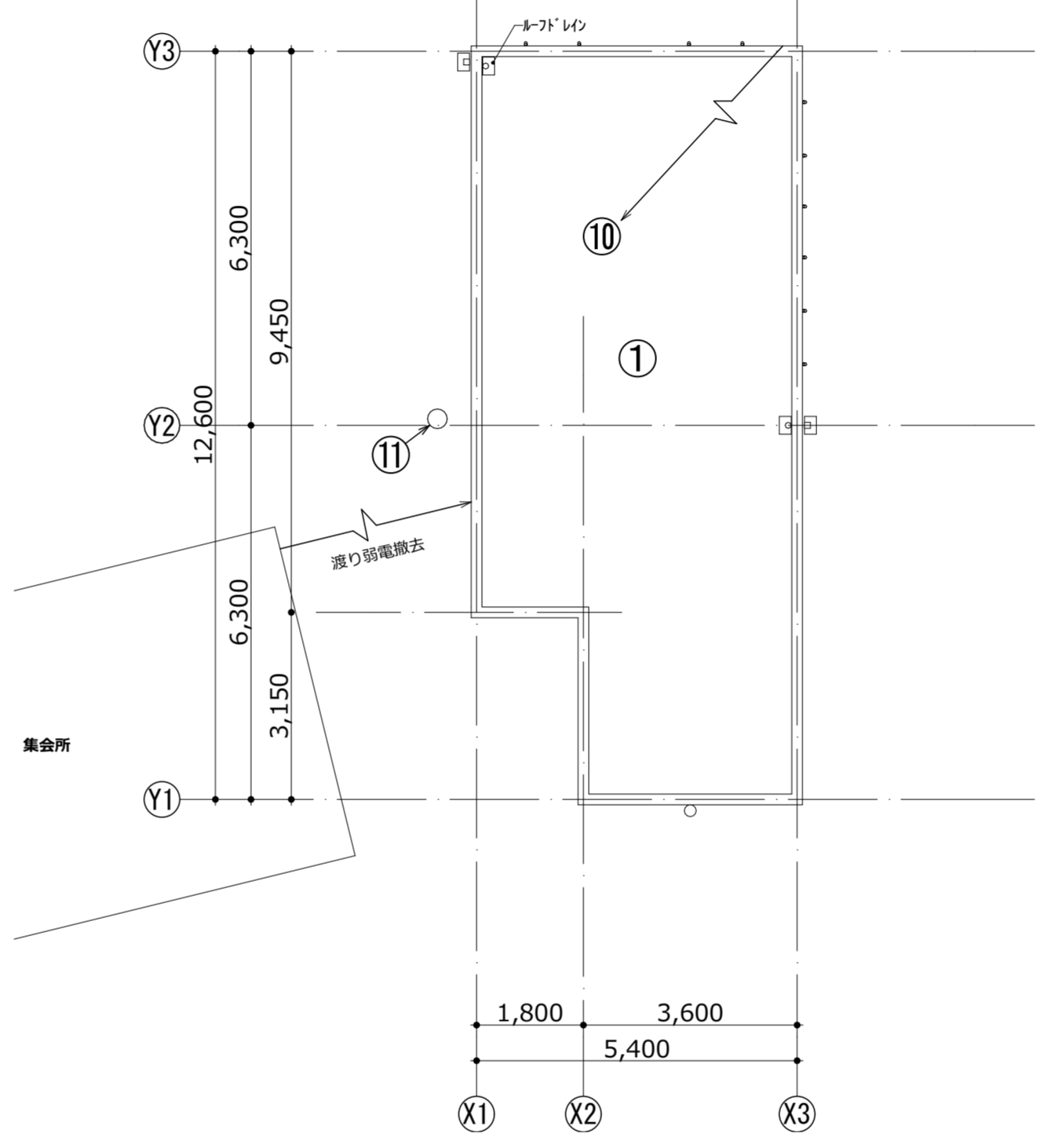
内部仕上表(解体撤去)

階	室名	床	下地	FL	巾木	壁	下地	天井	下地	CH	廻縁	備考
1	ポーチ	土間コンクリート金こて	C	-	-	リシン吹付 コンクリート打放し	-	フレキシブルボードt=4	W	3400	塩ビ製	
	ホール	土間コンクリート金こて	C	-	目地別れ	モルタル金こて	C	フレキシブルボードt=4	W	3040	W	木製ベンチ カーテンレール・カーテン 備品リストによる
	待機室	畳敷き 下地板張り	W	-	畳寄	ビニルクロス張り PB下地 GL工法	C	化粧ベニヤ	W	2490	W	カーテンレール・カーテン 備品リストによる
	車庫	土間コンクリート金こて	C	-	-	コンクリート打放し	-	コンクリート打放し	-	3590	W	備品リストによる
	物入 押入	合板張り	W	-	板寄	合板張り 木脚縁下地	-	合板張り 木下地	W	2490	W	
	WC	タイル張り 下地モルタル	C	-	タイル張り H300	モルタル金こて	C	フレキシブルボードt=4	W	2420	W	洋便器・手洗い器(小)・紙巻器

[下地記号] C : コンクリート
CB : コンクリートブロック
W : 木造下地



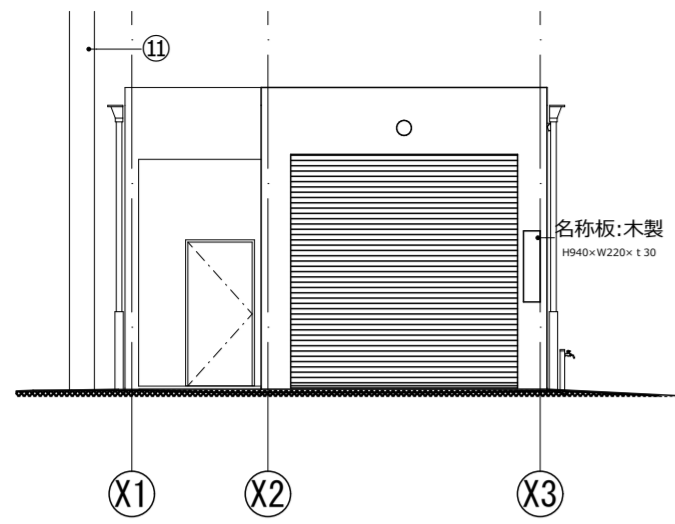
配置図兼平面図 1:100



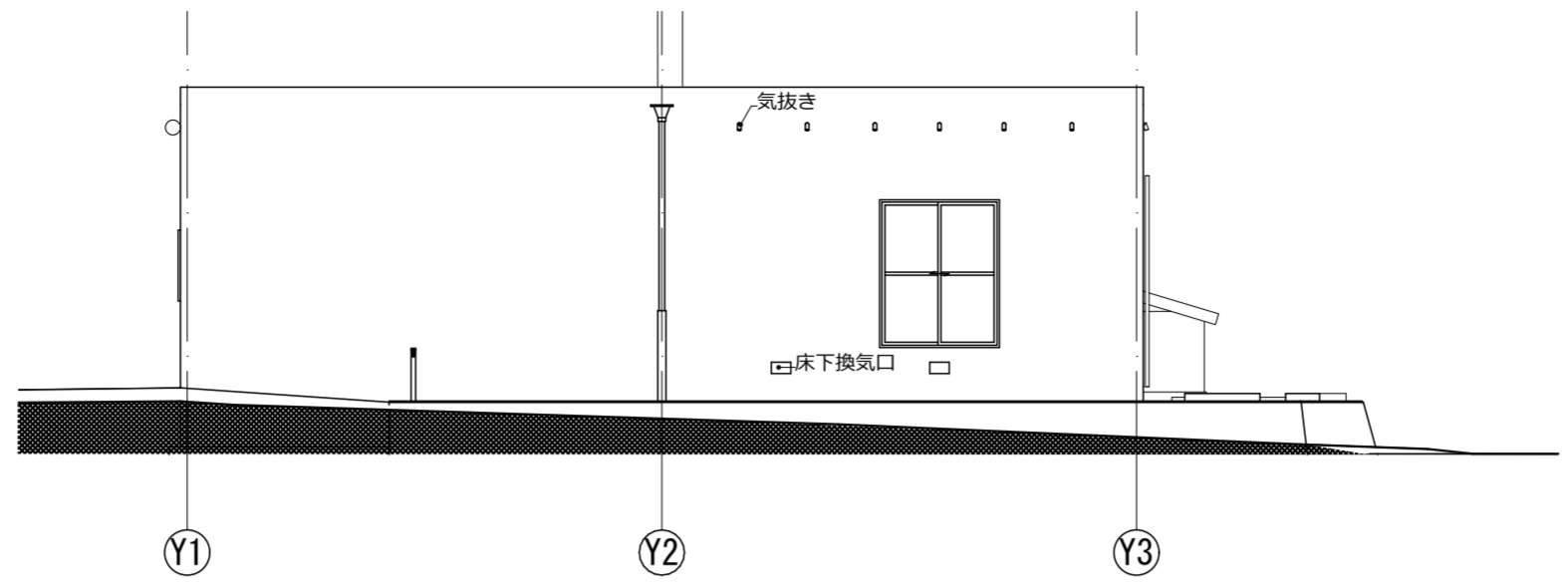
屋根伏図 1:100

解体撤去リスト	備考
① 解体建物	仕上表参照
② プロパン庫	屋根:スレート 壁:CB厚100mm厚塗床:土間コン 鋼製片開き戸・枠共
③ 浄化槽 5人槽 *敷地内配管全て撤去	奥突60Φ・フロア共 底版・上版コン 汲み取り・消毒共
④ アスファルト	カッター切共 厚50
⑤ 地先境界ブロック	150*150
⑥ 量水器 *敷地内配管全て撤去	既存量水器20mm撤去後返却のこと BOX及び配管共
⑦ 閉栓 (引込給水20mm)	*本管との取り合い部のみ 舗装天-800
⑧ 散水栓	BOX及び配管共
⑨ 雨水枡	RC製450角
⑩ 引込み電力	BOX及び配線共
⑪ コンクリート柱 基礎共 330Φ×H12m	TVアンテナ・スピーカー4台及び配線共 避雷針・モーターサイン・ホース干金物共
⑫ 水栓柱	配管共
⑬ 低木伐根	W1m×H0.6m×C0.1mΦ (株立)
⑭ 鋼矢板	*油圧パイプ工法 掘削約2m程度 矢板長5.5m

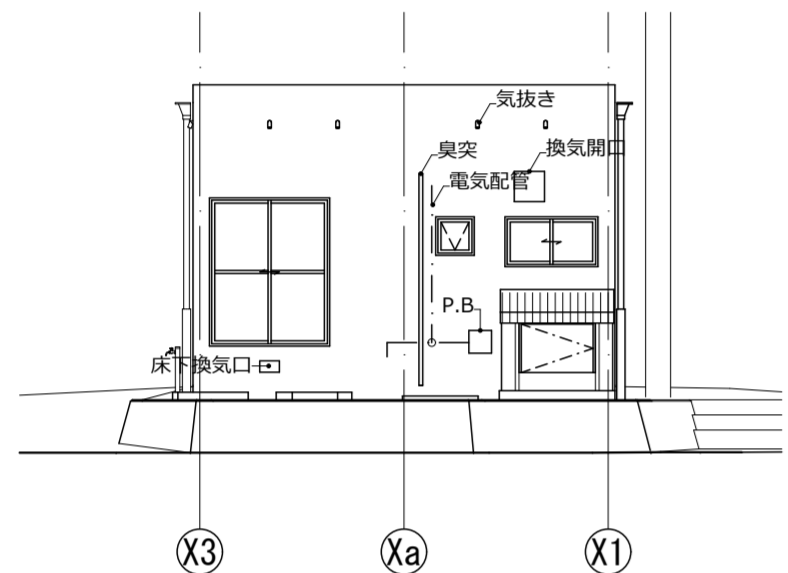
解体撤去備品リスト	備考
① 流し台	W1200×D550×H800
② 棚	木製:W450×D330×H1800
③ ストープ	W510×D420×H810
④ 冷蔵庫	W450×D500×H1140
⑤ 電子レンジ	W450×D300×H260
⑥ テーブル 椅子	W700×D700×H570 ×1か所 W550×D500×H830 ×4か所
⑦ 長机 座布団	W1800×D600×H320 ×2か所 W550×D500×H50 ×20ヶ
⑧ 無線台	木製:W300×D300×H440
⑨ ゴミ箱	W250×D250×H450 ×2か所
⑩ ゴミ箱(大)	400Φ×H350 ×2か所
⑪ 缶箱類	300Φ×H280
⑫ 沓摺りマット	W600×D360×H20
⑬ ロッカー *ロッカー内備品一式	木製(ポリ合板): W2660×D485×H1890
⑭ 付鴨居 付属金物共	木製:H80×厚25 *ヘルメット・防災服 消火器及びBOX一式



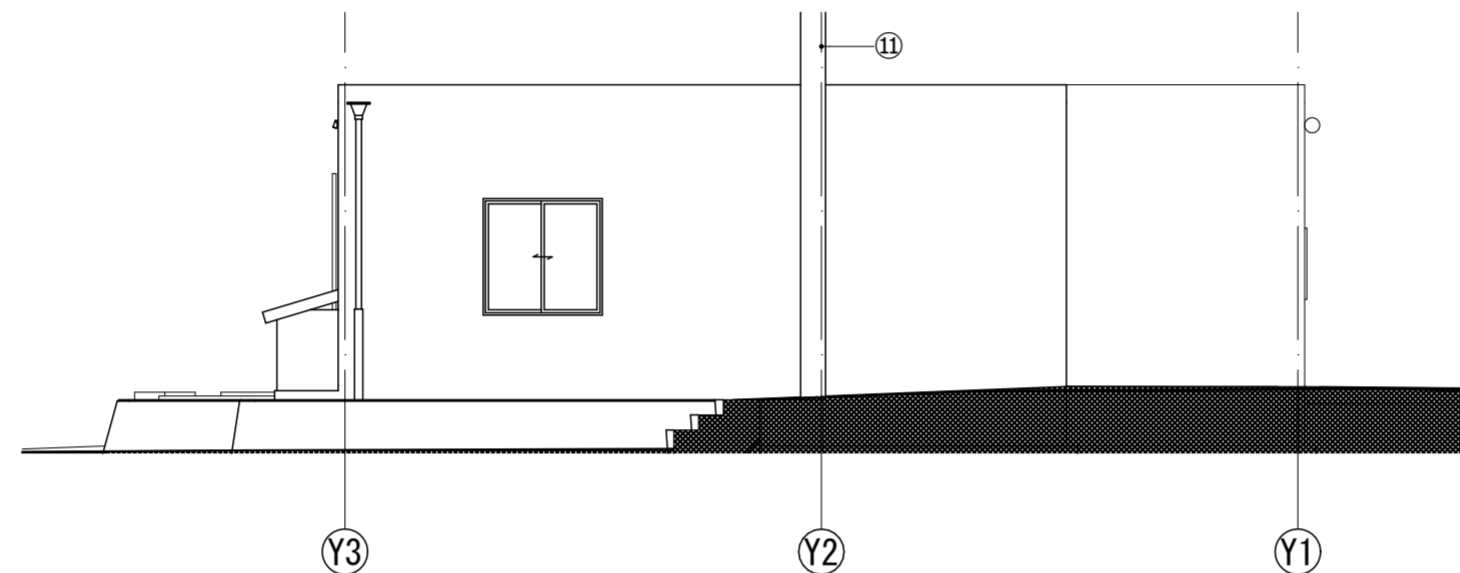
北立面図 1:100



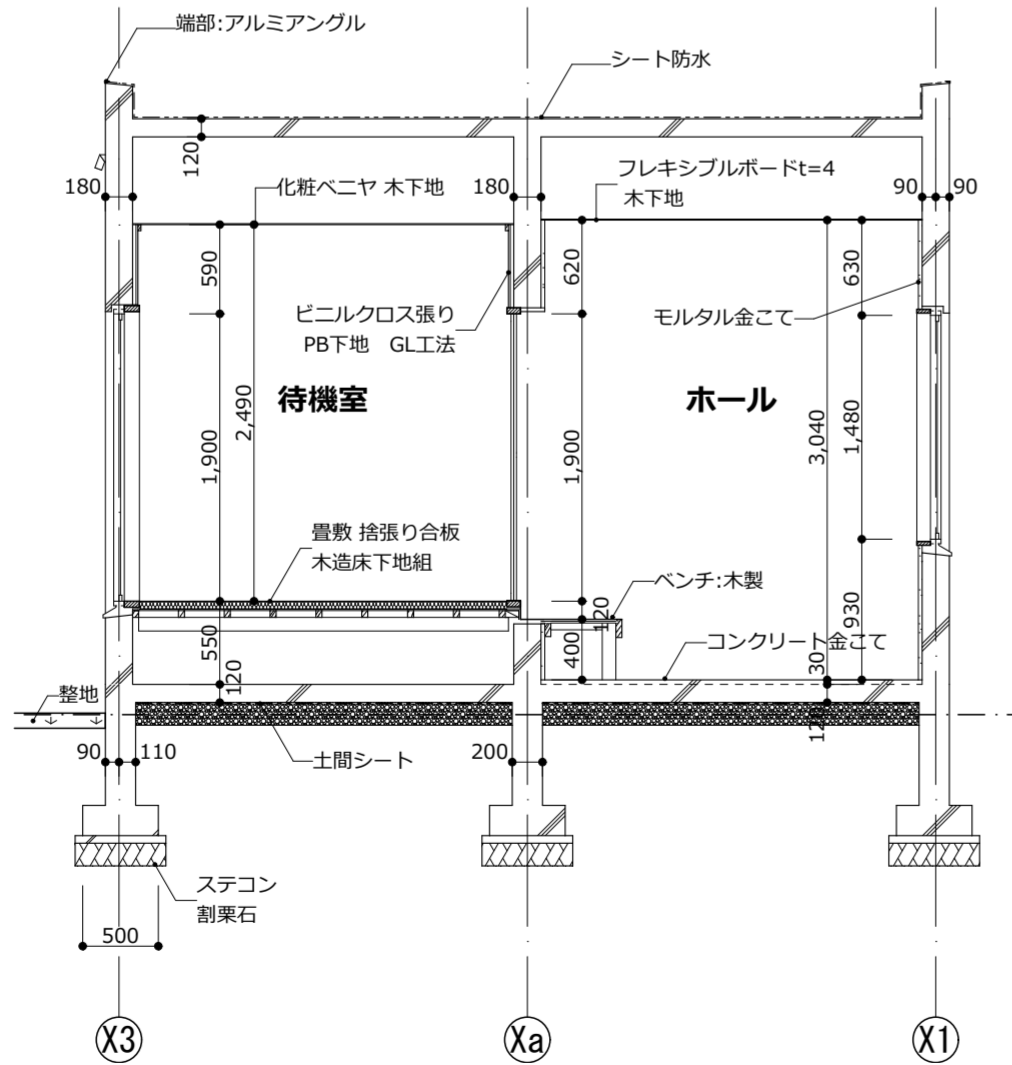
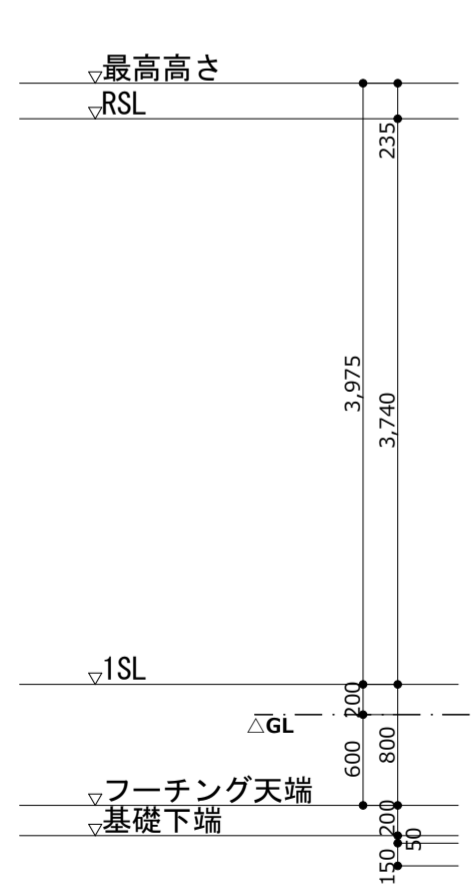
西立面図 1:100



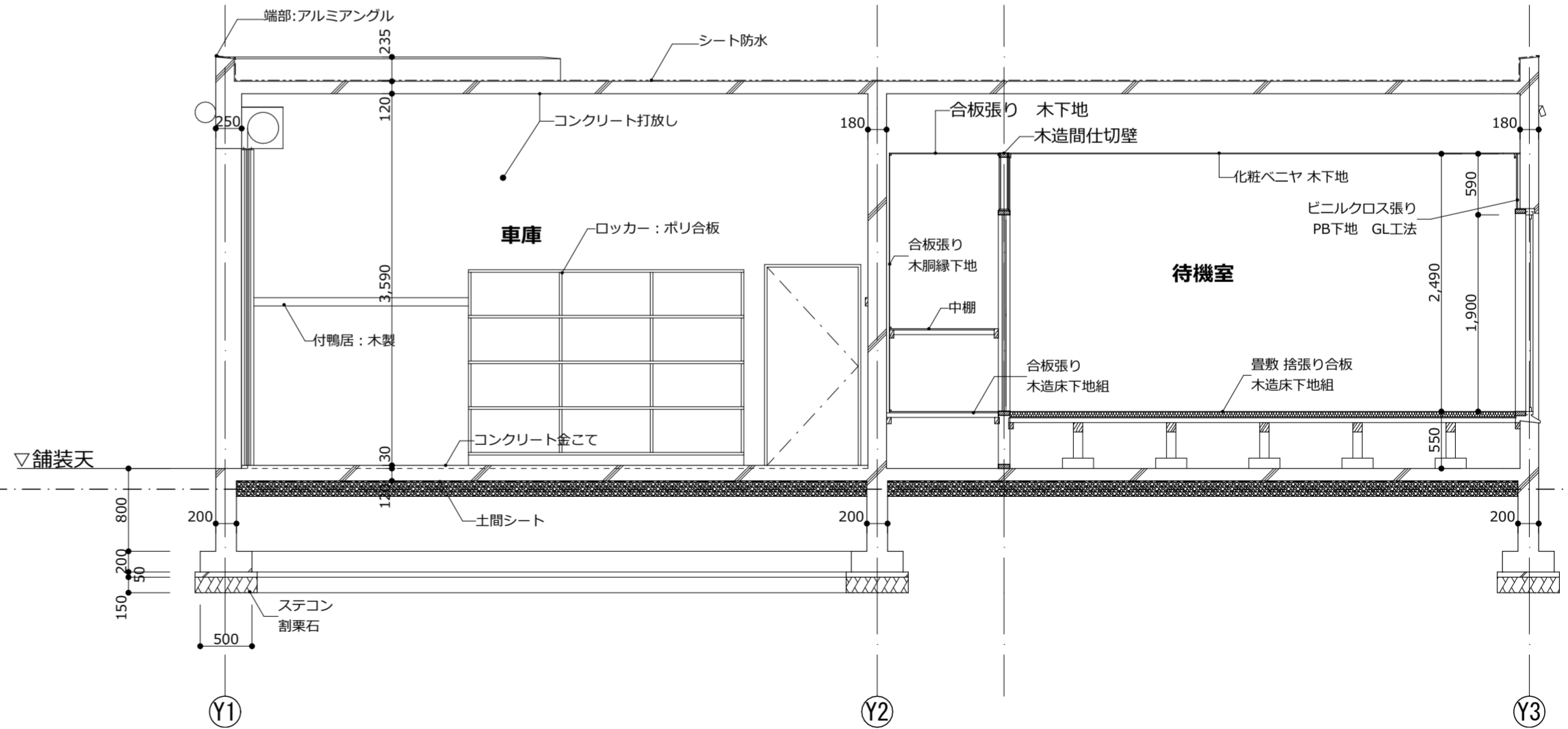
南立面図 1:100



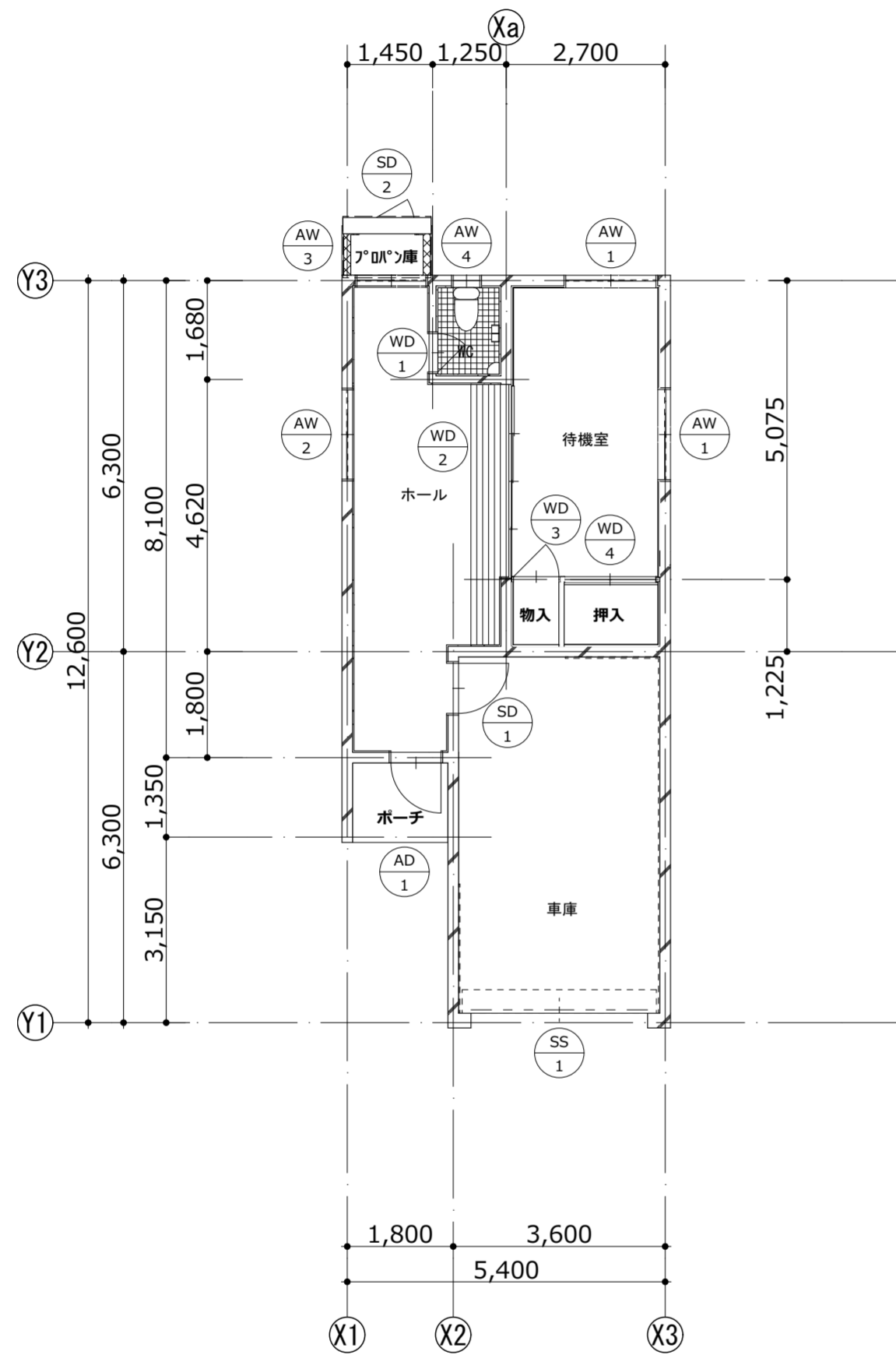
東立面図 1:100



断面詳細図(1) 1:50



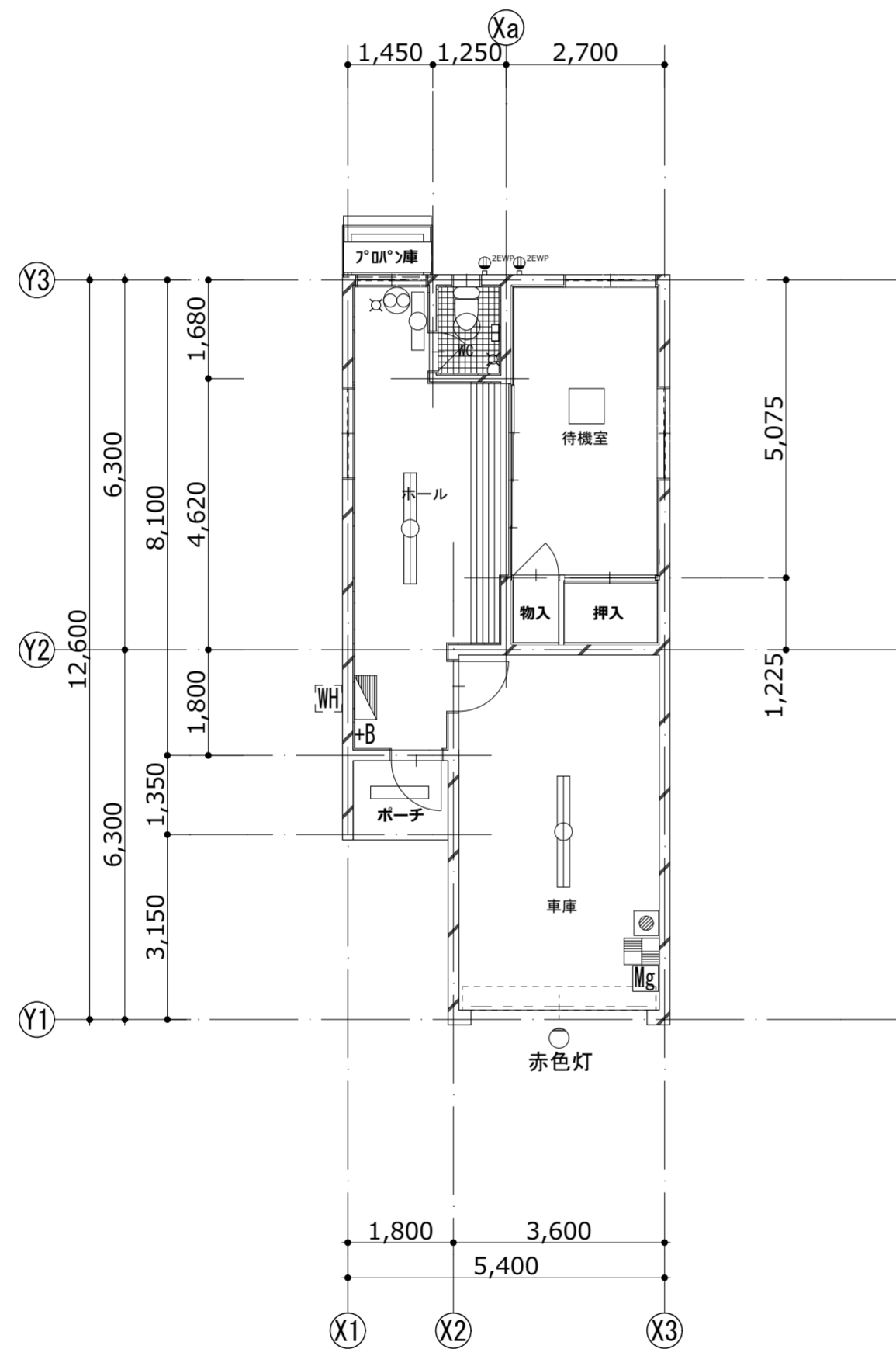
断面詳細図(2) 1:50



建具表 (AW)				建具表 (AD)		
建具番号	1	2	3	4	建具番号	1
記号	AW 1	AW 2	AW 3	AW 4	符号	AD 1
形式	引違い	引違い	引違い	内倒し	名称	片開き戸
数量	2	1	1	1	数量	1
姿図					姿図	
材質	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	材質	アルミフラッシュ
ガラス厚	3 mm	3 mm	3 mm	3 mm	ガラス	-
備考	木製額縁・網戸	木製額縁・網戸	木製額縁・網戸	額縁なし・網戸	備考	木製額縁

建具表 (SS)		スチール建具	
建具番号	1	建具番号	1
符号	SS 1	符号	SD 1
名称	シャッター	名称	片開き戸
数量	1	数量	1
数量	1	数量	1
姿図		姿図	
材質	軽量シャッター	材質	スチールフラッシュ
ガラス	防錆板	ガラス	-
備考		備考	見込40

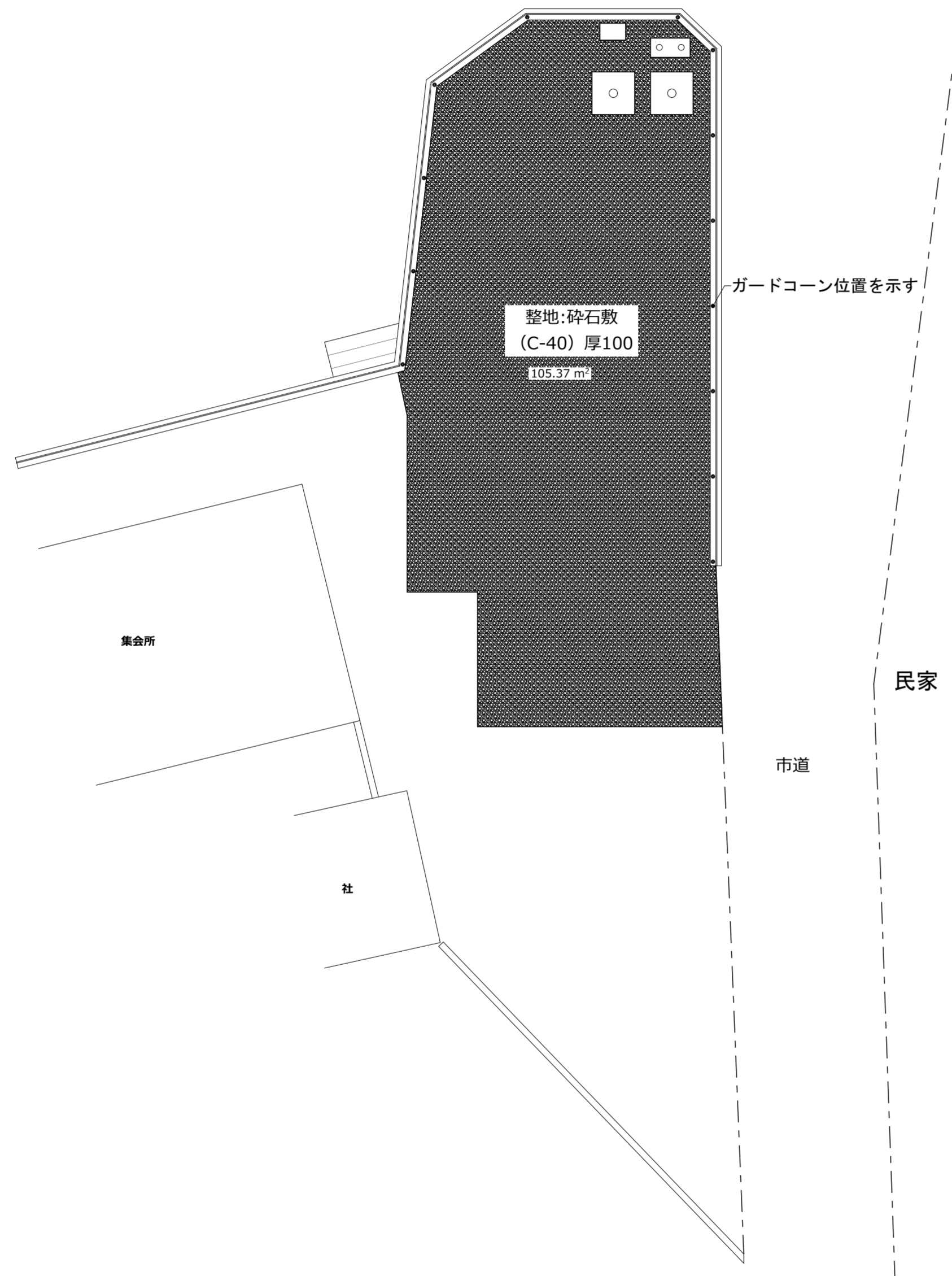
木製建具			
建具番号	1	2	3
符号	WD 1	WD 2	WD 3
名称	片開き戸	4枚引違い戸	片開き戸
数量	1	1	1
数量	1	1	1
姿図			
材質	木製フラッシュ	ふすま	ふすま
ガラス	-	-	-
備考	見込40	見込20	見込20



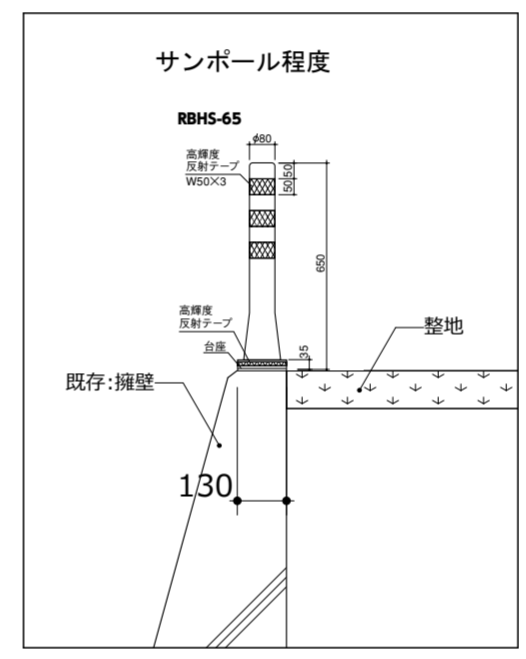
設備撤去平面図 1:100

撤去設備

記号	名称 (仕様)
	直付蛍光灯 (FL40w-2)
	シーリングライト (FL20w-5)
	流し元灯 (FL10w-1)
	シーリングライト (FL20w-1)
	白熱シーリングライト
	白熱フラットライト
	サイレン制御盤 (鋼板製箱)
	電磁開閉器 (鋼板製箱)
	押釦スイッチ (サイレン用) (塩ビ収納箱)
	積算電力量計 (電力にて撤去)
	電灯盤 (樹脂製) +ブレーカー20A
	単水栓
	有圧換気扇 400口



撤去後敷地図 1:100



ガードコーン詳細図 1:20